

## 生徒心得

生徒自身が本校の教育方針を積極的に理解し、自主的に規律ある生活を送り、学業に励み、良い校風と伝統を築くために生徒心得を定める。この趣旨をよく理解しお互いに協力しあって、豊かな高校生活を送ることに努力しなければならない。

### 1 通学について

- (1) 交通法規・マナーを遵守する。(携帯・音楽機器の使用・装着等)
- (2) 登下校の際は、休日も含め、本校指定の制服を着用する。(休日の部活動については教職員の指示に従う)
- (3) 通学路は人通りのない所や危険な所を避け、事故防止に努める。緊急時は、ひと気のある場所へ逃げ、直ちに110番する。帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡しておく。
- (4) 交通事故・痴漢・恐喝等に遭遇したら、ただちに警察に連絡し、その後学校に連絡をする。
- (5) 自転車通学希望者は、自転車通学許可願を提出し、承認を受ける。なお、次の点に注意すること。  
ア. 自転車の点検を受け、所定の位置に、交付されたステッカーを貼る。  
イ. 自転車の整備を怠らず、交通法規を守り、常に安全に心がける。  
ウ. 自転車総合保険に加入する事が望ましい。
- (6) 原動機付自転車・自動二輪車・四輪車による登下校は、一切禁止する。同乗も認めない。

### 2 生活全般について

法律・条令・校則で禁じている行為(飲酒・喫煙・暴力行為等)をしてはならない。また、頭髮に加工を加えてはならない。この際、改善の指導に従わない場合は、家庭に連絡の上、一時帰宅させ、改善の後に再登校させる指導をすることがある。

### 3 校内生活について

- (1) 欠席・遅刻・早退については、HR担任に届け出る。
- (2) 遅刻した場合は、学年職員室で遅刻カードを書き、授業担当者に遅刻カードを提出する。
- (3) 早退・外出の際は、HR担任の許可を受け、許可証を携行する。
- (4) 原則として午後4時までに下校する。それ以降学校に残る場合は、教職員の指示に従う。
- (5) 日曜・休日には、原則として登校しない。部活動等で登校した場合は、教職員の指示に従う。
- (6) 定期考査開始1週間前から考査終了まで、部活動等は、原則として中止する。
- (7) 校舎・校具等を破損した場合は、すみやかに届け出て、状況により損害の全額あるいは一部を負担する。
- (8) 所持品は責任をもって保管する。遺失・拾得物は、係に届け出る。

### 4 校外生活について

- (1) 不健全な場所へは、立ち入らない。
- (2) 夜間の外出(特に午後10時以降)、外泊は、しない。
- (3) 友人特に異性との交際は、品位を失わず、互いの人格の尊重と向上に努める。

- (4) アルバイトは、保護者同意のもとにアルバイト許可願を提出し、アルバイト許可証をもらい行う。
- (5) 旅行をする時は、保護者同意のもとに旅行許可願（学割発行願を含む）を提出し、承認を受ける。
- (6) 自分や他の生徒が、事故や災害にかかわったり、補導を受けた時は、ただちに学校・HR担任へ連絡する。

## 5 交通安全について

- (1) 原動機付自転車・自動二輪車・四輪車等の運転免許の取得、運転、同乗及び購入は、禁止する。
  - (2) 3年生の就職内定者等の普通免許取得は、運転免許取得許可願を提出し、承認を受ける。
- 6 下記の場合には、所定の手続きを経て許可を得る。

- (1) 授業以外での校舎、校庭、校具の利用
- (2) 生徒主催の校内集会など
- (3) ポスター等の掲示、印刷物の配布
- (4) 生徒による、金品の徴収
- (5) 合宿、大会、発表会など

## 服装規定

服装は、生徒個人の品位をあらわすとともに、学校の風紀にかかわるものであるから、校内外を問わず、質素、端正、清潔に心がける。

### 1 制服

#### (1) 男子

- ア) 上衣・ズボンは、本校指定のものとする。
- イ) ワイシャツは、白無地とする。
- ウ) 夏季は、左胸ポケットに略章をつけたワイシャツを着用する。半袖も可。

エ) 通学靴は、黒又はこげ茶の短靴か、華美でない運動靴とする。

オ) 靴下は、白・黒・紺・灰のソックスとする。ワンポイントは可。

カ) ベルトは、黒か茶の無地のものを着用する。

#### (2) 女子

ア) 上衣・指定セーター・スカート・スカーフは、本校指定のものとする。

イ) スカートの長さは、ひざにかかる長さとする。

ウ) 通学靴は、男子に準ずる。

エ) 靴下は、白・黒・紺・灰のソックスとする。ワンポイントは可。又は、黒のストッキングもしくはタイツとする。ルーズソックス及び、くるぶしが見えるほど極端に短いソックスは禁止。

(3) 制服については、変形等の一切の加工は認めない。

(4) 式典は別に定める。

### 2 冬服・夏服の期間

(1) 冬服 10月1日～翌年5月31日

(2) 夏服 6月1日～9月30日

なお、移行期間（6月1日と10月1日を衣がえ日とし、前後2週間）については、どちらを着用してもよい。

### 3 外装類

(1) コート類は、華美でなく、色は、白・黒・紺・グレー・茶とする。

(2) セーターは、本校指定のものとする。

(3) マフラー等の防寒着は、華美でないものとする。

- (4) 上履は、本校指定のものを使用する。
- (5) パーカー・スウェット・カーディガン等は着用しない。

#### 4 徽章類

##### (1) 男子

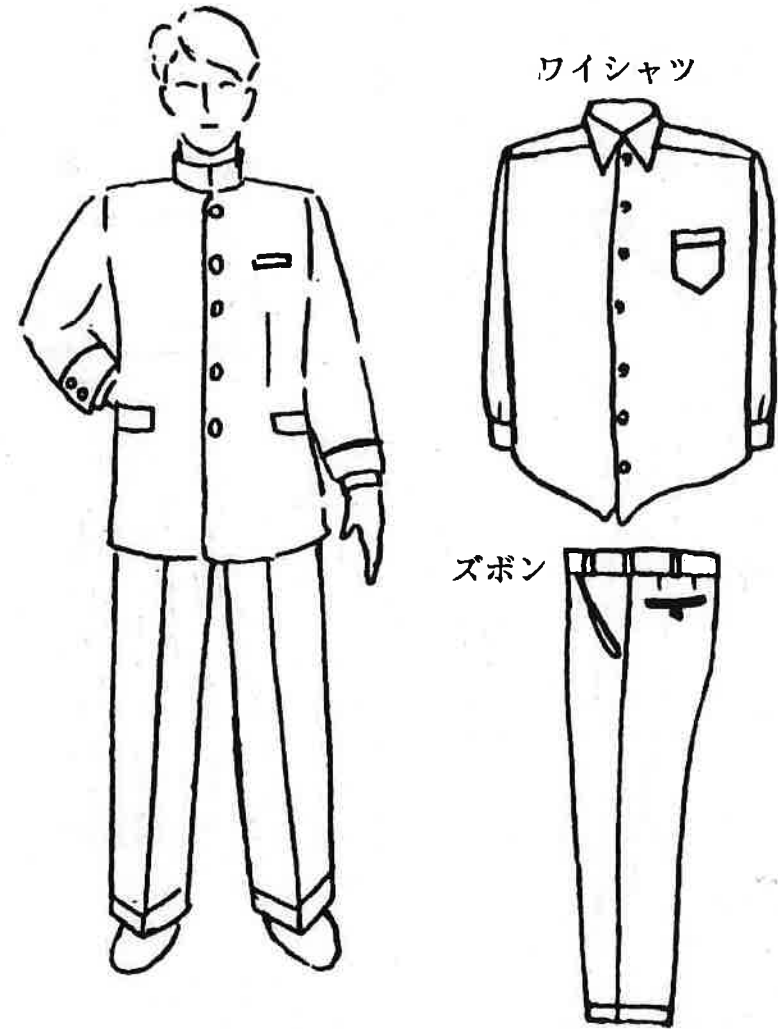
- ア) 上衣の左襟に、校章を刺繍する。
- イ) 右襟に、クラス章をつける。
- ウ) 夏季は、所定のワイシャツの左胸ポケットに、略章をつける。

##### (2) 女子

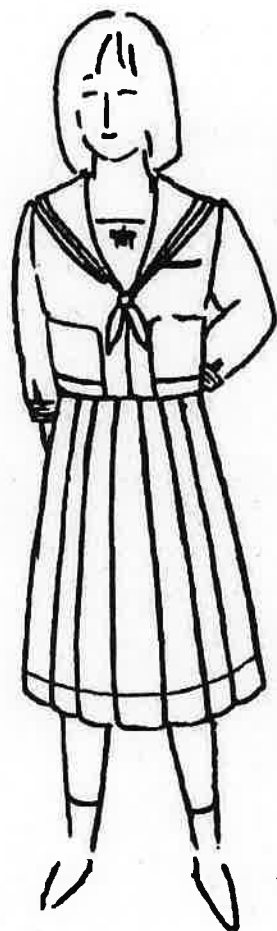
- ア) 上衣の中央に、校章を刺繍する。
- イ) 左胸に、クラス章をつける。
- ウ) 夏服については、クラス章を省略して可。

#### 5 その他

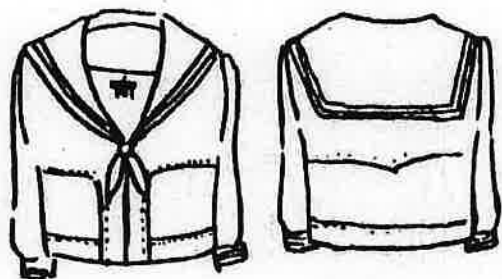
- (1) 頭髪については、清潔、端正を心がけ、パーマ、ネント、脱色、染色、つけ毛等の加工をしない。(モヒカン刈、剃り込みライン等の奇抜な髪形も禁止する。)
- (2) ネックレス、指輪、ピアス等の装飾品は、身につけない。
- (3) 化粧、マニキュア(手・足の爪)等は、禁止する。
- (4) 規定外の服装着用等の場合は、異装許可願を提出し、許可を得る。
- (5) 携帯電話を使用する場合は、マナーを守り、学校の指示に従うこと。



千葉県立鎌ヶ谷西高等学校  
(女子制服図)



上衣



スカート



ラインテープ    ラインテープ